

令和7年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会議録

議題	1. 地域コミュニティ制度の見直しについて 2. パブリックコメント意見について 3. その他
日時	令和7年12月9日(火)10時00分から12時00分まで
場所	市役所本庁舎4階 会議室4
出席者氏名	(出席委員) 三輪会長、名和田副会長、小林委員、杉山委員、若林委員、澤邑委員 (欠席委員) なし (事務局) 廣瀬市民自治推進課長、竹井主幹、原田主査、城田主査、片原主任
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 【資料1】地域コミュニティ制度の見直しについて</li> <li>・ 【資料2】茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部改正の考え方(素案)</li> <li>・ 【資料3】パブリックコメント意見一覧(当日配布、会議後回収)</li> <li>・ 委員名簿</li> </ul>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 (公開した場合のみ)	0人

## ○事務局

ただいまより、令和7年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。はじめに、配布資料につきまして確認させていただきます。

事前送付させていただいたものとして、

- ・ 次第
- ・ 【資料1】地域コミュニティ制度の見直しについて
- ・ 【資料2】茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部改正の考え方（素案）
- また、当日配付資料として、
- ・ 【資料3】パブリックコメント意見
- ・ 委員名簿

をお手元にご用意してございます。

資料は以上となります、不足等はございませんでしょうか。

では、これから議事につきましては、三輪会長にお願いいたします。

## ○三輪会長

では、会議の開催要件を確認させていただきます。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないという規定があります。

本日は、若林委員がご都合により少し遅れて出席されるとのことですが、その他の委員は全員がお揃いとなっております。

なお、名和田副会長は、オンラインでの出席となります。

本日は、委員6名のうち過半数の委員の出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

傍聴人は無しとのことです、来られた場合には事務局で対応をお願いします。

それでは、議事に入ります。議題1「地域コミュニティ制度の見直しについて」、事務局よりご説明をお願いいたします。

## ○事務局

それでは、資料1をご用意ください。前回から期間が空いておりますので、前回の内容に触れてから今回の内容に入っていきたいと思います。

資料は、項番1と項番2の二つに分けて内容を記載しており、項番1が認定条件について、項番2が運営費等について説明しております。

項番1（1）これまでの経過ということで、現状として地域活動を支援するための補助金として運営等助成金25万円、特定事業助成金上限200万円を各地区に交付しております。一番下のところに、審議会からの答申がございますが、自治会分担金等の自治会からのお金を活用している実態があるということで、自治会等に頼らずとも事業が継続できるよう、運営等助成金の額や対象事業の見直しを行うことを検討するという答申をいただき、その答申を踏まえ、市の方で検討を進めて参りました。

次のページにいきます。3ページの上、(2)。

こちらが前回の審議会でお示しした市で考えた案について記載をしたものでございます。

黒点が3つありますが一番上、各地区の活動量に応じて柔軟に活用できるよう、運営等助成金と特定事業助成金のあり方を整理するということで、その下に表を記載しておりますが、左側が変更前、右側が変更後ということで、先ほど申し上げた25万円と上限200万のそれぞれの助成金を一本化して、上限を225万円とする。こういった枠を作った中で、225万円の中でそれぞれの事業を組

みかえながら事業が実施できるような形で調整をしつつ、変更をしていきたいと考えておきました。

今回、その一番下のところの(3)が、これまでの検討を踏まえた、一定の方向性ということで記載した項目になっております。こちらの内容を読み上げます。

全局的に策定を進めている茅ヶ崎市総合計画実施計画2030、これは市の全体の事業を載せた5年間の計画がありまして、今年度その策定作業の最中で、様々な事業を市として優先度を定めながら採択していくというようなプロセスがあります。

この中で、より優先度の高い事業に予算を配分する必要があるということで、今回提案した助成金の組み替えについては、今年度に関して実現が難しいという結果になりました。まちから協議会に対する運営費等の増額という表現を資料上はしていますが、こちらの内訳の変更については、今後、継続的に財務部局と折衝しながら、これまで目指してきた形が実現できるような調整を引き続きさせていただきたいということで、令和8年度の予算については、今までの変更前と同じような枠組みで実施をしていくということが今回方向性として、考えている内容でございます。

一旦ここまでのことろで区切らせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○三輪会長

今資料1について説明がありましたけれど、ご質問等ありますでしょうか。

○小林委員

令和8年度まで、現行どおりとのことで、変更後のアスタリスクのところでは具体的な金額については引き続き検討と書かれていますが、この検討期間というのは8年度中という区切りがあるということでしょうか。

○事務局

具体的な金額も今年度積算して財務部局に提示をしましたが、金額というよりも、その枠組みを変えて、予算要求をするということが8年度予算要求においては叶わなかったという事実があります。

具体的な数字を毎年度の予算のときに提示をしながら、翌年度に獲得できるような調整を毎年度粘り強くやっていきたいと考えています。

○小林委員

わかりました。

○三輪会長

中々全体の予算が見通せないので、こちらのお金についても決定的なことはお伝え出来ないということは聞いております。その他はいかがですか。

○澤邑委員

同じ部分の下のところに、内容に大きな変更があった場合とありますが、大きな変更とは具体的に書いておかなくて良いのでしょうか。

○事務局

こちらについての説明を省略してしまったのですが、お金の枠の変更に併せて事業の審査の手続きの変更をしたいと考えておきました。ご指摘いただいた部分につきましては、継続事業に関しては今までよりも簡略化した審査を行えるようにしたいと考えておりますが、その継続事業に関しても大きく内容が変わる場合には新規事業と同じく深堀した審査を行うという意味を持たせております。

○澤邑委員

私は仕事上国の補助金なんかも申請したりするのですが、何を持って大きな変化ということについては細かく書いてあるものなので、そういうところを決めておかなくて良いのかなど。

例えば、予算が倍額になったとか内容が全く違うものは継続ではないと思うのです。なので、どの程度が大きな変化なのかを明確にしておかなくて良いのかなと思う。

○事務局

おっしゃる通りある程度の基準は定めた方が良いと思いますので、課の方でも基準を設けていくたいと考えております。

○三輪会長

後半の運営費の部分についてのお話がありましたが、前半の方でご意見はよろしいでしょうか。

名和田副会長、いかがでしょうか。

○名和田副会長

前に議論した部分ではありますが、200万という枠と25万という枠を混ぜて同じ枠にするということについて、一緒にしてしまうと全て前年度のうちに補助金の申請をしないといけなくなるのでしょうか。

○事務局

おっしゃる通りで、それぞれの内容について事業計画を出していただいて、市の予算の折衝のタイミングに合わせて審査をしていくようなイメージになります。

○名和田副会長

それは、多くの自治体がやってるように当該年度で自由に決めてお使いくださいというよりは、議会がちゃんと絡んでるので、文句が出にくくていいと思います。25万円の使い方も大体安定してるから、来年度予算を出してくれと言ってもそんなに地元が困らないのではないかと思っておりますのでいいのかなと思います。

200万というお金は、増加したらして喜ばしいと思うけれども、他と比べてそんなにそんなに小さくない額かと思います。とりあえず以上です。

○三輪会長

私の認識で言うと、25万円は自由に使っているけれど、200万円のほうで広報などの事業をやっている印象ですが、その辺はもう固定費にして良いのではないかという話で、25万の部分をもう少し増やすようなイメージ。総額の予算の中でも、運営等助成金の部分を増やす議論をした記憶があるのですが、そういうものも含めて現状ではお金に関する話全般の議論ができないような印象を受けました。

○事務局

25万円をどのくらいに膨らますかという議論で、プラス35万円して合計60万円ぐらいが目安としてまずはあつたらしいということを、様々な地域の状況を見ながら積算はしています。なのでそのぐらいを目安に折衝して、継続的に進めていけたらいいなど考えております。

○三輪会長

では資料1についてはよろしいでしょうか。

続いて議題の2に入ります。パブリックコメントの意見についてご説明をお願いします。

○事務局

資料1の項番1の方を後回しにしまっていったので、そちらに触れつつお話をていきたいと思います。

資料1の項番1の方も前回一部はご覧いただいております。おさらいになりますが、(1)がこれまでの経過というところで、現状としてまちぢから協議会として認定を受けるには、区域で活動するすべての自治会が構成員になることが条件となっています。下のところ、審議会からの答申では、区域で活動するすべての自治会が構成員にならなくても認定が受けられるよう条件を変更することを検討ということでおっしゃっていました。

そして(2)で、その案を前回お示しさせていただきました。前回の審議会では、1ページの下

から 2 ページの上にかけて、案を 3 つ提示させていただきました。割合を設定したり、その割合を満たしていなくても、代替する団体などがそのカバーをすれば認定を受けられる。ざっくり言うとそのような内容でそれぞれ案を提示させていただいたところです。

前回の審議会で委員の方から、この割合が市の他の条例などでも、関連してくる数字がありそうなので、その辺や他の自治体も踏まえて、茅ヶ崎市の方向性を具体的にお示しくださいという意見をいただいておりました。法制部局とも議論しながら、検討した今回の案を(3)その後の検討を踏まえた変更後の認定条件(案)でお示しをしております。

この部分は特に資料 2 の方に詳しく書き込んでありますので、この後ご説明をさせていただければと思います。結論的なところで申し上げると、(3)の四角囲いで書かせていただいている内容、原則認定区域で活動するすべての自治会が構成員になっているものとする。ただし、認定区域で活動するすべての自治会が構成員になっていないものでも、当該地域の各種団体や住民と連携補完し合いながら、地域課題の解決に向けて活動できる体制が構築されていると認められる場合は認定を受けることができる詳細は後程ご説明しますが、このような方向で進めていきたいと考えているところです。

ここで資料 2 をご覧ください。

資料 2 が、その内容について市民の皆様にご意見を募集するパブリックコメントで使用した資料になっております。パブリックコメントの期間については先月の 11 月 5 日から今月 5 日、先週の金曜日まで実施をしておりました。

審議会の開催がパブリックコメントの期間前にできなかつたので、委員の皆様にはパブリックコメントが始まる前に 1 度メールでこの内容については共有をさせていただき一部ご意見をいただいたところではありますが、今日改めてご説明をさせていただきまして、皆様から意見を頂戴できればと思っております。

この後の手続きとしては、委員の皆様の意見、パブリックコメントでいただいた市民の方のご意見、それを踏まえまして、この素案を案に変えていく作業をしていくということを想定しております。

資料ですが、1 ページ目はパブリックコメントの表紙部分になります。

案件の概要や期間などを書いたもので、詳しい内容は表紙をめくった次のページの 1 ページからになっております。

前半部分については、これまでの審議会でも委員の皆様にご説明させていただいた地域コミュニティ制度の概要を記載したものになっていますので、内容よりも簡単に資料の構成について触れさせていただければと思います。

1 ページ目の 1 地域コミュニティ制度、(1)では制度の基本的な考え方、平成 28 年(2016 年)から制度を開始しているということを触れています。

(2) まちぢから協議会の概要、こちらについては複数の団体の連携と協議の場が設置されているということに触れています。

次のページに行きまして、2 ページの項番 2 のところ、こちらでは地域コミュニティの認定等に関する条例に関しての概要を述べております。

(1) では条例の施行について、(2) 地区の認定状況について、それから(3) のところでは今回の議論の対象となる認定基準について、第 2 条が大きく関係しますが、2 条の中に位置付けられてる 2 項の中で 8 つの項目を列記しています。今回変更・改正のポイントとなるのは(2)、2 号の内容ということになります。

4 ページをご覧ください。4 ページがその条例を踏まえて認定を受けて、各地区まちぢから協議会が活動しているその現状について記載をしております。

(1)は各地区の状況ということで、各地区で実施してきたこれまでの事業や事業の数などを4ページから5ページに渡ってご紹介をさせていただいております。

6ページからは詳しくご説明をさせていただければと思います。6ページの(2)が、その活動している各地区において懸念されている事項となります。表の中の四角囲いのところ、今後発生される事象ということで、これまでまちから協議会の皆様と数年来議論を重ねてきた内容として、心配される事象について記載しております。

今後発生が予想される事象として2点挙げております。まずはマンション、マンションは他の戸建ての自治会とは生活スタイルや抱える課題が異なるといった状況があります。自治会と連携して解決を図る必要性がある共通の地域課題が少ないことから、新築マンションや既存マンションにおいて自治会が設立された際にまちから協議会に参加しないというケースが発生することが予想されます。これがまず心配される1つ目の事象です。

2つ目、こちらは一般の自治会にも共通する問題ですが、役員の高齢化や加入率の低下に伴い、担い手不足の課題を抱えている自治会がある一方で新規に自治会を立ち上げようとする動きもしております、これらのケースについては、まず住民に最も身近な自治会運営の安定化を図ることが最優先として、そのうえでまちから協議会に参加するため、一時的にまちから協議会を抜けたり、まちから協議会に参加することを一時見合わせたりするというケースが想定されています。

こういう事象が実際に発生してしまうと、今の認定条件に合致しなくなってしまって、活動自体が停滞してしまうという懸念があります。

その上で7ページ、条例の一部改正ということで、まず(1)では、条例の制定時の考え方をまとめております。

まちから協議会が活動を開始したときには、各自治会により組織された自治会連合会が地域コミュニティの担い手として各地区に存在し、その自治会連合会を基盤とした形でまちから協議会が設立されたという経緯になっています。自治会は、地域住民に最も身近なコミュニティ組織であることから、各自治会が中心的な存在となって地域の各種団体と住民とが連携してまちから協議会を立ち上げ、活動を進めていくことが必要であると考え、当時全ての自治会がまちから協議会の構成員になっていることを認定基準として規定したということで、この流れに沿って今の条例ができ上がっているということになります。

続いて(2)条例の一部改正の考え方についてです。

制度開始されてから各自治体が中心的な存在となってまちから協議会の立ち上げが行われ、その結果、各地域の活動は軌道に乗って地域の各種団体や住民と連携しながら地域課題を協議する体制が構築されているものと考えております。

各地区では協議の場が定着して、定期的に地域課題についての議論や課題解決のための事業が行われております。なので、仮に一部の自治会がまちから協議会の構成員にならなかった場合でも、協議会全体で連携補完し合うことが可能な体制になっているということで、地域課題の解決に向けた活動を継続していくことに大きな支障はなく、条例施行時に定めた規定は現在の地域の実情と合わなくなっていると捉えています。

まちから協議会として認定を受け活動を開始して以降、精力的な取り組みが進められておりましたが、今後においても、市民主体のまちづくりを推進していくためには、まちから協議会の活動がこれまで以上に必要になってきていると考えています。すべての自治会が構成員となることを原則としつつも、本認定基準によりまちから協議会の活動自体が出来なくなることは、市としても地域としても望ましくないという考え方を、こちらには記載しています。8ページに続きますが、以上から制度上の課題を解消して、活動が継続していくよう、認定基準の見直しを行うという考え方です。

ここまで考え方を整理しまして、(3)では認定基準の見直しの内容について詳しく記載しています。重複した説明にはなりますが、見直し後の認定基準においては原則、認定区域で活動するすべての自治会が構成員になっているものとします。ただし認定区域で活動するすべての自治会が構成員となっていなくても、当該地域の各種団体や地域住民と連携補完し合いながら地域課題の解決に向けて活動できる体制が構築されていると認められる場合は、認定を受けられることとします。

なお、見直し後においても、これまでと変わらず認定区域の全域が当該まちぢから協議会の活動区域となるため、構成員になっていない自治会区域の住民も構成員になっている自治会区域の住民もまちぢから協議会が提供するサービスを受け、活動に参加することを可能としています。このような状況を満たさなければ、逆に言うと認定が受けられないということになります。

9ページのところでは、今申し上げた内容をイメージ化したものを載せております。左側が見直し前のイメージ図、右側が見直し後のイメージ図ということで、原則という部分と、あとは認められる場合がどういう場合かというところを、認定に当たり留意すべき事項で最後にまとめております。

この部分については後程ご説明するパブリックコメントの意見や、事前に審議会の委員の皆様にいただいたご意見でも指摘を受けた内容です。

まず原則という部分ですが、下の米印のところの1番、認定を受けるにあたっては、新たに設立された自治会に対して事情を聞き、まちぢから協議会の制度の趣旨などを説明して、加入促進に努めることを考えています。

続いて米印の2番目、地域課題の解決に向けて活動できる体制が構築されていると認められる場合になります。認定区域で活動する自治会が出席している任意の会議や、会議録等の書面を用いて、まちぢから協議会の構成員になってない自治会と地域課題を共有した上で、構成員になってない自治会の区域も含めて当該地域の各種団体や住民と連携し補完し合いながら、課題の解決に向け、まちぢから協議会活動が精力的に行われている、または今後行われる見込みがあるということを判断し、それが認められれば、認定をしていくということを考えております。

地域がまちぢから協議会の認定を受けたい、継続したいと考えている場合は、今申し上げた内容を書面上で市や審議会の皆様の方に見ていただき、実際に体制が構築されていそうだということを確認していただくプロセスを考えています。こちらが条例改正を踏まえて今後認定の基準を変えていくという内容についての資料でございました。

説明は以上でございます。

○三輪会長

資料2の説明でした。資料3はまたこれから説明するのでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○三輪会長

ではここで一度意見をいただきたいと思います。

一旦資料2で、パブリックコメントをこのような形で出して、終了しましたと言う内容になりますが。名和田先生お願いします。

○名和田副会長

基本的に条例改正の方向性は、よく考えられたものではないかと感じています。それは、10年間やってきた経験を踏まえてということ。もう一つは自治会のあり方は大分変わってきていると最近考えていて、一般に神奈川県内、特に茅ヶ崎市は自治会の加入率が高い方ですが、それでも6、7割でどんどん低下していますよね。これは、自治会は世帯単位なので、茅ヶ崎市民で自治会に入ってる世帯のもとで暮らしている人々の全人口に占める割合ってもう少し高いと思っています。おそらく、想像の

8割ぐらいだと思います。

だから、住民を代表している、地域を代表している組織とまだ言えるかと思いますが、だんだん加入率が低下する傾向が見えていて、それはちょっと不可逆的なもので。そうすると、まちちから協議会も市と二人三脚で地域を運営していかないうまくいかなくなってくる。なので、まちちから協議会も必須のコミュニティ組織で、そういう方向に向かってこの条例をどのようにしていくかということで私は認識していて、最近そう考えるようになっています。

私、自治会加入率低位安定時代と呼んでいるのですが、例えば他自治体、地方都市も含めてその自治会に入ってる世帯のもとで暮ら正在する人の人口比も5割を切ってしまうような事態が早晚起きるであろうと。そうなると協議会に地域を代表しているという地域代表制を、ある程度頼っていかないといけない。さらに単位自治会の活動力を高めていくような支援を協議会或いは行政が行っていかなければいけないようになっていくと予想しております。

その方向からしても、この条例改正の方向性はかなりよく考えられたものではないかと感じています。とりあえず以上です。

#### ○三輪会長

ありがとうございます。

私の方で確認ですが、資料1ではすべての自治会が入る、すべてという部分について在り方を議論していた記憶があります。

一つは考えていたように、既存の自治会がまちちから協議会に参加してくれないところがあるときどうなんだという中の議論。

もう一つは、マンションやそもそも単位自治会が消滅していくケースがあるなかで、自治会だけにそれを委ねていいのかという議論がありました。その回答の中では、管理組合も地元の自治会に類する組織と条例上は読み取れると私は理解していたのですが、そのようなやり方もありつつ単位自治会というものが消滅してしまった場合についても少し書かれています。

あとは、抜ける抜けないの話。絵面では抜ける抜けないしか書いていないようなイメージがあつて、様々なケースがある中で、原則全部という今までと変わらない書き方になっているのが伝わりにくいのかなと思っていたら、実際に伝わりにくかったことがパブリックコメントでわかった。

その辺の原則と言う部分の書き方になった経緯を教えていただけますでしょうか。

例えば3分の2とか、4分の1とか数字の問題でないことは分かっていますが、ある程度ニュアンスとしては我々の中であったと思います。それは、自治会が全部じゃなくていいということですが、やはり検討した中で原則全部が構成員になっていること。その後但し書で解釈を書いているという。

これだと、今までとあまり変わってないように見えるのですが、どのような議論をしてこうなったのか教えてください。

#### ○事務局

まさにその原則の部分が、ご指摘いただいたようにパブリックコメントの意見としても結構出ているものです。先ほど申し上げたように、自治会連合会が基盤となっておりまして、引き続き自治会については関与していただきたいというところもあります。

また、庁内の議論ではむやみに入っていなくても良いとしてしまうと、であれば入らないというように抜けていくようなリスクも、一部あるのではないかという心配がありました。

そのため、できれば関与して地域のために活動していただきたいという思いから原則としていますが、もちろん自由な意思で参加するのがコミュニティですので、強制はしない。ただ、制度を理解せずに、何となく面倒くさそうだから入るのはやめようということがないように、その辺りのアプローチをして、事情があればその事情を市のサポートの中でクリアしながら、まちちから協議会に関与していただけ

るような体制について、作っていくということも大事だろうという話し合いがありました。

○三輪会長

わかったような、わからないような。

自治会がまちぢから協議会から抜けていってしまうという危機感の方が、府内的には強いという意味でしょうか。

○事務局

完全にそればかりという意味ではありませんが、これで原則としてしまい、ある単位自治会が抜けたときにそれでも認定を受けられるという状況になります。先ほど名和田副会長が単位自治会の活動支援も必要ではないかというご意見もありまして、茅ヶ崎市内でもかなり運営に困っていらっしゃる自治会もありますので、そういうところが抜けていってしまうという懸念を当然我々は持っております。

一方で、まちぢから協議会の中で意見交換する、情報交換するメリットはかなり多くの皆さんを感じていらっしゃいます。実際、自治会の空白地域は現在ほとんどありませんので、茅ヶ崎市内を網羅している団体には入っていただいてそこでの課題を協議会に持ち込んでいただくことは重要ではないかと思います。

そこで、基本的には原則というものを付けさせていただいている状況です。

○三輪会長

条例改正なので、結構文言の言葉選びがとても大切になる。条件的にはどちらかと言うと、認められないルールの方が分かり易いかもしれません。こういう場合は認定できませんという形にするのも一つあります。

基本的には認めるけれども、組織が調整できていないとダメですよとか。自治会がなくとも、消滅しちゃっても、まちぢから協議会のエリアの人たちが属する組織がなんとなくまちぢから協議会の活動に対して、各種協力する体制があり、理解がされていれば自治会じゃなくてもいいよねと言う話ではないのかなと思っていました。しかし、この書き方だと自治会を優遇しているような印象を前提に捉えられてしまっているのではないかと思いました。

この審議会の中でも話が上がっていましたが、自治会の在り方が変わってくる中で、ここの書き方は市民の方にコミュニティの説明をする要素も孕んでいる文言な気もするので、自治会ありきの書き方になっていると、この辺がパブリックコメントの案件も含めて調整が必要な案件かと思います。

なので私が府内での議論について質問したことについては、お話を聞いた限り自治会が抜けてしまう不安感が拭えないということですね。

○杉山委員

私も、三輪会長がお話されたように自治会に対する依存性が高くなりすぎているように感じました。コミュニティ制度の始めのところに、まちぢから協議会のイメージ図があります。その中には、これだけ様々な分野がありますよと言われている。ところが、8ページの一番最後を見ると自治会のことしか書かれていません。

本来のまちぢから協議会は多様な主体との交流をどのように持つのか、それぞれの多様な主体がどういうメリットで入りますかということが一つの地域の活性化であるというイメージで、サポートセンターもそういう形で、多様な主体とのような交流を持つ方に焦点を当ててやっている。その中で、自治会だけがという部分と、まちぢから協議会も自治会そのものと地域のイメージが乖離し始めてしまっている。

実はこのイメージ図も私は問題だと思っていて、ここに書いてある例えば自治会や体育振興会や推進協やPTAは、自治会の関係者もしくはPTAの関係者で組織されているので、ここでは円が8つぐらい書いていますが、その中の6つぐらいはみんな同じ顔に見えてしまう。それで本当にまちぢか

ら協議会の地域パワーが得られているのか。

あんまり自治会が全部入っているかとかはこだわる必要がなくて、その他に地域のパワーってこういうところもあるよという方が大切なんじゃないかなという。

#### ○三輪会長

庁内的には大きな議論かもしれません、3分の2でいいとか全てじゃなくても良いだとかの議論は今までもしていて、自治会とはどのような組織でどのように扱うかという部分の議論をした方が良いのかなと思いました。

ではパブリックコメントのほうに参りましょう。資料3の説明をいただき、全体的な意見をいただきたいと思います。

#### ○事務局

当日配付させていただいた資料3になります。

こちらにつきましては先ほど申し上げた通り12月5日で締めきったパブリックコメントをで、提出があったものの一覧です。土日挟んで、昨日の月曜日で休館になっている施設がまだあります、意見の提出状況が5日の金曜日の時点で市民自治推進課に届いたものだけを資料にさせていただいております。本日はこの資料に記載された意見について、速報としてご報告させていただくんですけれども、内容が暫定的ということもありますので、資料については、審議会終了後に回収をさせていただければと思います。ご了承ください。

資料の中では意見について項目ごとに分類をしており、主訴となる部分にアンダーラインを引いております。こちらの分類についても、他の意見をすべて集計し終えてから改めて整理をするといったところで、1月を目安にパブリックコメント実施結果として、正式に市の回答を記載したものを公表させていただく予定となっています。

そのような前提のもと、資料3をご覧ください。

まず1ページから2ページ目にかけては、01番から始まる制度の趣旨目的ということで、分類をしております。

最初の方は分類の2として、制度に対する疑念を意見としてまとめております。

まず一つ目の意見です。アンダーラインのところにポイントを絞ってご説明致します。『制度上の課題を解消し将来にわたりまちぢから協議会の活動を継続していくと記載があるが、この内容だけで本当に継続できるのか疑問である。』

続いて二つ目、『市が提供する行政サービスで補いきれない部分について、まちぢから協議会が地域の課題や住民ニーズに沿った独自のサービスを提供することが可能となっていると記載があります。これはまちぢから協議会に課せられている活動内容とは違うと思います。以前から行政側が考えていた行政サービスの肩代わりをさせるためのまちぢから協議会があることはおかしいと思います。』

続いて、『この条例改正だけでまちぢから協議会が将来に渡り活動が継続していかれるとは思えません。』

次が2ページに続きますが、『認定を受けるにあたっての記載があるので、その地域のまちぢから協議会が入りたくない自治会を説得するというように読めます。でも実際は、行政が説得をしている状況が発生しますよね。住民からすると脅迫に近いと思います。行政にはそんな権利はないと思いますが。それこそ、住民自治を無視する態度ではないでしょうか。』

01番の最後になります。2ページの下のところ、『協議会は誰もが住みやすい地域であり続けるために、地域が一体となって地域課題の解決に向けて取り組むことで、地域力の向上を図り、市民主体の街づくりを推進することを目的とあるが、10年経ってもその方向に進んでいるとはとても思えま

せん。』

以上になりますが、一部パブリックコメントの中で、説明が不十分で誤解を生んでいる部分が有るかと思いますので、そのような部分については丁寧にご説明させていただくような回答を作成していきたいと考えております。

続いて02番、3ページから5ページにかけてが、認定基準ということで先ほど資料2の一番最後にでてきた部分になりますが、認定基準と自治会との関係が分かりにくい、押しつけなのではといった意見を多くいただきました。3ページの一番上、分類2は認定基準の意図を確認するようなご質問をいただきました。

一つ目は、『地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ当該一定の区域に住所を有するすべての個人が構成員となることが出来るものの全てが現に構成員となっているものであることはとても良いと思われます。これは今の条例のままでいいんじゃないかな』というようなご意見です。

続いて二つ目、『自治会が任意団体にもかかわらず、すべての自治会が入らなければ認定しないという条例を作った意味をもう一度説明してください。』先ほどの原則という部分に関連しますが、すべての自治会が入るというところにこだわる理由を聞きたいという趣旨かなと思われます。

続いて3つ目、『誰が認めると判断するのか、例えば市長など、明確に条例に記載すべきと思います。』この辺は認定基準がどういう形で、誰が判断していくのか、その辺のプロセスややり方が不明確であるということですので、こちらについても明確にして回答する予定です。

そこから先は連携・補完体制に関する意見が続きます。

3ページの一番下のところに二つ線が引いてありますが、一つ目は、見直しについて賛成するというようなことでご意見をいただいております。

下段のところ、原則すべての自治会が構成員になることが必要なのか、理由を明確にしてほしい。地域課題の解決に向けて活動できる体制が構築されていると認められる場合は、認定を受けられることとしますの、認められる場合の認定基準を明確にすれば自治会を中心とした体制でなくても、地域課題の解決に向けて活動できると思います。とのことで先ほどの議論もありましたことについて、ご意見をいただいております。

続いて4ページです。『以下の理由で反対です。即ち全ての自治会が構成員になるべきです。1自治会からの代表者がいなければ、その自治会内の住民と連携・補完することは出来ない。2地域住民は自治会員であることは認識しているが、「まちぢから協議会」の構成員になっていることはほとんど認識していない現状から、「まちぢから協議会」に加入していない自治会の地域課題を把握することは困難である。3加入済みの自治会が「まちぢから協議会」から退会しても「まちぢから協議会」は存続することになり、「まちぢから協議会」から退会することを許容することになる。』とのことで、自治会以外には補完できないことから、すべての自治会が構成員になる必要があるのではないかといった意見になっております。

続いて4ページの下のところ、『まちぢから協議会』が提供するサービスを受けることや、活動に参加することが可能です。記載がありますが、自治会が構成員でない自治会加入世帯及び未加入世帯の構成員に対して誰がサービス等を提供するのでしょうか。地区にもよると思いますが、自治会組織活動で未加入世帯に対して、サービス提供等全戸配布は行われていない実情を踏まえて、具体的な方法はあるのでしょうか、無ければ対策検討が必要と考えますが如何でしょうか。』これは自治会が入らなかったときに補完する体制について、誰がそれを担うのか、担いきれるのかといった趣旨のご意見となっています。

続いて5ページ、同じく連携・補完体制へのご意見ですが、はっきり言って抜けた自治会の代わりなど他者には困難なので、今まで通り一個でも自治会抜けたらまちぢからは成立しないがスジだと

思います。一方でまちぢを抜ける自由が各自治会には有るはずです。

続いて、『それぞれの地域の特性をアピールし連携をとって欲しい。』

こちらについては、自治会が入らない場合、それを補完する体制として、自治会だけが連携するのではなくて多様な主体が連携してサービスを継続的に提供していく、それができるできないが認定基準となってくるという審査基準的なところを明確にしながら、市として回答を作成いたします。

5 ページの中段から下、03 民主的な活動ということで二つご意見をいただいております。

『一般地域住民にも民主的に推進されているかどうか、確認をすべきと思います。』

続いて、『まちぢから協議会は、策定時にすでに民主的に地域の住民が作ったものでないために、すべての住民が関わることができていない地域の組織となっています。まして、既存の団体は、すでに高齢化てきて、地域の課題等を本当に解決する能力があるのか、疑問です。地域の人たちが、本当に何が地域に必要なのか、民主的に話し合う場を提供する団体こそ、必要なのではないですか』とのご意見をいただいております。

10 年経ちまして新しい担い手の民主的な参加が難しい地域の状況もあるのではないかというご意見かと思います。こちらについては、既存の担い手だけではなく民主的な参加や協議ができる参加が必要であるといった趣旨の回答が必要であると思っています。

5 ページの下二つ、04 自治会の参加等ということで二つご意見をいただいております。

『各地区のまちぢから協議会に、自治会は全てが参加しなくても良いと考えます。各地区のそれぞれの自治会の活動は、それぞれの会員の考えを集約して自治会の運営が行われるべきと考えます。』

『自治会依存・主軸とする根本概念を捨てること。自治会活動がそれぞれあるというところで、そこへの関わり方に関して考え方をしっかり持つ必要があるんじゃないか』という趣旨の意見だと受け止めております。

続いて 6 ページの上、05 自治会等への加入促進に関する意見を二ついただいております。

『自治会や地区社協の活動に参加する方が減っているので、皆が参加しやすい多くの人が参加できるようになったら良いと思う。』

『自治会に加入していない人が多く、自治会活動が思うにまかせない現状があります。市内に住む全ての人は自治会に加入すべしという条例取り決めが必要であると思います』ということで、自治会になるべく参加する、絶対に参加しなければならないという自治会への参加に関するご意見です。自治会加入促進に関しては市としても様々な取り組みを行っておりますので、ご紹介をさせていただきつつ回答を作成いたします。

06 自治会への支援ということで、アンダーラインは引いてませんけれども、『25 万円の予算をもらえるかもしれないかの線引きをどうするかということであれば、抜けた自治会が一つでも 3 分の 1 の自治会でもどちらでも良い気がしますが、認定コミュニティとして残る場合、抜けた自治会にもまちぢから協力費用をつけて欲しいです。地域への配布物などは自治会協力無しで、他者が抜けた自治会地域も配って回るとか非現実的だからです』とのご意見をいただきました。

これは抜けた自治会も、まちぢから協議会にある程度関与する必要があるのではないか。例えば、まちぢから協議会が作った広報物の配架などは、自治会がやらないと誰がやるんだということで、そういった多少の負担があるのであれば、そこに対してお金を付けてほしいというご意見かと思っております。

続いて 07 情報共有について。『湘北の地域が含まれておらず、湘北地区が好きで住んでいる方もいるので、一員に加わってほしい。他の地区がどのようなりくみを行ってる』と書かれており、良かったとのことで感想をいただいております。まちぢから協議会を知らない方が、パブリックコメントを通して知ったということもあるようなので、他の地区への情報共有については引き続き今後も行っていき

たいと考えています。

08 周知啓発、09 パブリックコメントの手続きに関する意見・要望について、まとめさせていただいております。

08 に関しては、『制度の理解がされていない』というところと、『活動がどのようなものか解らない』といったご意見をいただいておりますので、周知啓発に関して進めていくような内容の回答にしたいと思います。

09 については、パブリックコメントのそもそも制度に関するご意見をいただいておりますので、市のパブリックコメントの制度に関する回答を差し上げたいと考えています。

こちらの一方的な解釈でのご説明になってしましましたが、改めて他の意見と合わせてもう少し整理をした上で回答を作っていくたいと考えています。基準が曖昧だというようなご指摘もありましたので、その辺は、まちぢから協議会をはじめ皆様に分かり易いような基準をお示しさせていただければと考えています。以上です。

#### ○三輪会長

説明ありがとうございました。確認ですが、今回かなりご意見をいただいて、良いなと思っています。アンケートが関心のある方しか答えていただけないので、今回パブリックコメントと言う形になったときに、そこで初めて知るというような方たちの意見も出ていました。

これをベースに考えつつ、条例の一部改正に関連した動きはどのような流れでしょうか。

資料1のお金の話は、来年度変えないという説明がありました。それ以外の話と今後のスケジュール感をもう一度説明いただいても良いですか。

#### ○事務局

資料1のお金に関しては、今会長の方でご説明いただいた通りで、資料1の前半の条例改正の部分と資料2、資料3というところで、まず市の手続きとしては、パブリックコメントを今回実施しまして、その意見を踏まえて、条例案を作っていく手続きが今後必要になります。

庁内の会議で1月に例規等審査会という名称の会議がありますので、そこに条例案を提出し、そこで承認された後に3月議会にかけ、その議決をもって条例改正となります。そして、4月1日に施行という流れを想定しております。

今回この資料2のパブリックコメントでいただいた意見は、この条例案を作る上で、考え方として取り込む意見を皆様に募集した、そういう手続きのプロセスになります。

#### ○三輪会長

変える議論をこの審議会で行うことは、これで最後ということでしょうか。

条例改正する前提で進んでいることは承知していますが、来年の4月にやると結構大きな内容も含んでいるのではないかと思うのですが。その辺りをどのように考えて動くのかを確認したかった。

#### ○事務局

資料2の9ページの、認定後の見直し基準という表がある右側の原則というところでご意見いただきましたが、ここに書いてある内容がそのまま条文に載るということではなくて、条文に載せていく上での規定の考え方をこういった考え方でやりたいというのが正確な表現です。

実際に法制部局とやりとりしている内容としては、その同じ資料の3ページの、上から二つ目2号で、今回の改正の対象になる規定が書かれています。これは案で、これからもう少しこのパブリックコメントの意見を踏まえてどのような書き方にしていくかは協議をいたしますが、2号のところの現に構成員となっているものであることの後に、ただし市長が認める場合はこの限りではないのような一文を加え、必ずしもそうじゃないというニュアンスを条文上は規定して、その詳細については市の方で別に定める審査基準。認定の申請をまちぢから協議会が上げてきたとき、基準に沿ってどう認定を

判断していくのかという、条例とは別にある基準がありますので、そこに考え方を盛り込んでいく。それは内部決裁を経て作るものになりますので、審議会の皆様や市民の方からのパブリックコメントは、条例改正の条文への反映とは別にその審査基準の方にも反映をしていくというプロセスで、それについては、年度内に定めていくということになります。

○三輪会長

つまり、条例としては但し書で一部入れるという方針ですね。ただし、自治会が言った細かな部分は審査基準になるので、4月以降に施行できるようもう一度パブリックコメントをするということでどうか。

○事務局

パブリックコメントは今回それも含めて意見をいただいていて、意見を踏まえてその基準の形づくりをするということです。

○三輪会長

それを年度内に決定するということですか。

○事務局

おっしゃる通りです。

○三輪会長

性急な印象を受けますが。

今、全体の今後のスケジュールについて説明がありましたが、それを踏まえてご意見いただけますでしょうか。

まず、パブリックコメントの意見としては、核心的な意見もありながら対極的な意見もありながらという形で出てきております。細かな制度設計については、審査基準の関係もあるので3月までに我々の中でも議論するタイミングがあるということ。ただし、それを触るにあたっては条例に触れなければならないので、3ページ(2)構成員に関するところで但し書の書き方は後程決めていくというイメージで抑えるということでおろしいですか。

○事務局

おっしゃる通りです。そのようなスケジュールで進めて、資料を作成しパブリックコメントを実施した流れとなります。賛同していただいたける意見もあれば、批判的な意見もありましたが、この意見を実際にどのように落とし込むかは府内で決めてまいります。

文言については、まだ決定しているわけではありません。

目標としては3月の議会に諮って、条例を改正したい。具体的にどのような条件があれば認定が受けられるか、認定が受けられない場合はどのようなことを想定するのかについては、別に定める必要がありますので、これについては年度内に開催予定の審議会で議論をしていただきたいと考えております。

○三輪会長

分かりました。

これに関しては、皆様から広くご意見をいただきたい内容なので、皆様一人一言ずつ意見をお願いします。

○若林委員

参考までに教えていただきたいのですが、数える限り26件の意見が出ておりますが、何名の方からのご意見でしょうか。

○事務局

12名です。

○若林委員

割と多くの方からご意見いただけたようで、一部の特定された方々からの意見ではないということです。

もう一つ伺いたいのですが、今後条例改正に向けて条文の精査を法務部局と行い、例規等審査会を経て3月議会へということはあるのですが、先ほど委員の皆様からご意見が出ているとおり、文言の原則という表現の取り扱いをどのようにしているのか。庁内でも様々な意見があるのかと思いますが、それを審査会の委員の意見も踏まえながら整理を進めていただきたい。

一部特定の自治会が加入しないことによってまちぢから協議会が立ち上がらない一部の地域があるということ、または自治会の加入率が下がっているという諸課題を踏まえて、今回の条例改正の発端としてはあるわけですが。10年経ってまちぢから協議会という制度が良い方向へ行ったという実のあるものになるといいなと思いますので、是非その辺りは進めていただきたい。

また、審査基準を作るという話で、庁内で整理するという話ではあるのですが、まだこの審議会で意見を言う場面があるということでよろしいでしょうか。

○事務局

2月、3月あたりにもう一度開催をさせていただき、皆様からご意見をいただきたいと考えております。

○若林委員

是非そのあたりのことをお示しいただければと思います。私は以上です。

○三輪会長

ありがとうございました。

○澤邑委員

今パブリックコメントの意見を聞かせていただき、市民の皆様がこの団体の活動についてあまり理解が進んでいないところがあるのかなと感じました。

団体の偉い人が面白くない活動しているみたいだ、こんなこと意味があるのかという意見があつたと思います。もっと広く活動に参加させて欲しいのに、閉じられてしまっていると感じられている方もいるようです。

イメージ図を見てみると、個人とあります。自治会の役員だったり、PTAの会長だったりしなくても、参加しようとすれば、個人で直接活動したい方は参加しても良いことになっているけれど、多分そのように理解されてないのかなと感じました。団体の役員が構成してるなにかと思われてるみたいな、ほぼ少ないのでしょうけれど。

なので、地域の自治会が参加してなきゃ駄目みたいな基準があるというところが誤解を生んでいるのかなと思いますし、そもそも認定基準があることがなんか上から目線じゃないかみたいな、なぜ認定なんてするんだと言っていた人もいた気がします。そういうところで、もっと開かれたというかどのようにしていくかは分かりませんが、あり方は、自治会の会員であるとかないとか、子どもがいるとかどうとかではなくて直接関わっている感があるような広報ができればいいのかなと思いました。

○杉山委員

今までのまちぢから協議会自体そのものが、自治会が中心となってやってきて、それなりの成果を収めてきた。それはそれで、正しいやり方だったと思います。ただ、最近の傾向として、我々も市民活動をサポートする立場から感じていることがありまして、地縁団体の在り方と地域に存在するテーマ団体の交流が上手くできていない、交わらないというところにジレンマを感じています。

最近の傾向としてはテーマ型を主体とした動き方、ただテーマ型となると少数で動けてしまうので、その辺りをうまくまちぢから協議会で意見交換ができる場所になったり、その辺の意見が反映できる

ようなまちから協議会であったり、そういう形が次に目指すものかなと思っています。

例えば、今地域で必要とされている居場所づくりやコミュニティスクールをどうするか、地域の中学校の部活動の支援、そういったことになるとテーマ型の団体のほとんどができなくて、自治会やまちから協議会とは話もできない。この辺りが変わっていかないと、個人の参加は現実的ではない。もっと開かれた形で、多様な主体が関わるような形が良い。

また、文言の話が出ていますが、原則という言葉のとり方や様々な団体。様々な団体は、地域の活性化にものすごく役立ってきてるような気がするのですが、そのあたりが見えていないという問題があります。将来的にそういったところを上手く取り入れられるような言葉使いを考えていけたらと思います。

#### ○小林委員

コメントを読んでいると、上からどーんとまちから協議会が出てきたような受け止め方の方がいらっしゃいます。僕も自治会に携わっていたので、自治会連合会がまちから協議会になるといった話があったときに、メリットは何だろうという部分が訴求されないで受け身になってしまったので、やっていること自体は連合会のころと変わりはありませんでした。

先ほど杉山委員がおっしゃっていたところで、参加している人だとまちから協議会が何かしらやっていることは分かると思います。個人とありますが、若い層は希薄で、自治会にすら入らされている感覚だと思います。年2~3回ほどまちから協議会の新聞が発行されているかと思いますが、とくにそれも全戸配布でないと思いますので、もっともっとPRをした方がよろしいかと思います。

認定基準の見直しの部分、但し書で判断基準のところ、なにかしら判断しないといけないのでそれは作らなくてはいけないのですが、連携すれば良いというところは良いですね。逆にダメなケースの方が分かり易いとも思いますが、最終的にだれがそれを判断するのか、市長なのか市の部署なのかはっきりさせた方が分かり易いかと思います。

#### ○名和田副会長

まず、原則として条例を変えていくとしてそのあとですが、市長が制定する規則がますあるべきだという気がします。規則は、地方自治法で定められている形式で市長という民主的に選挙された人が定めるものですので、それを実際実務的に動かしていくために、様々な要綱があるのですが、直に委任をするようなことは通らないのではと感じました。

それから、自治会は今どんどん加入率が下がっているかと思いますが、自治会は一定の地面、領域的な秩序を形成しようとしている点で、他の団体とは異なっています。

今、三輪会長にもご協力いただいて町田市で非常に詳しくコミュニティの調査をやってます。市民アンケートをやってみると、自治会に入り続ける年齢層がわかりました。世代が若くても入り続ける人が3割ほどいました。だから、自治会はなくなりはしないし、どこかで状況が安定するのではないかと考えられます。

そうなったとき、ある意味行政としては発想の転換が必要で、自治会が住民の過半数も組織しなくなるかもしれないときに、例えば加入率が2割とか3割になったとして、そんなに大きな団体って他にありますか。やっぱり自治会っていうのは、低位安定時代でも地域で最強最大の団体であるわけなんです。そういう団体を政策的に活用しない手はないので、どうしたら一番良いかを考えないといけない。

地域で最強最大の地域を良くしようと思ってる人たちの集団が、どうやったらより良くなるかっていうことについて、政策的に支援をして、行政もだし、協議会も含めて考えていかないといけないと思います。そういうスタンスで今後もこういった協議会組織の運用とかも考えるべきではないかなと思っています。

今的一般論がどのように、今回の話に関係するかという一例を言うと、例えば町田市では空白も若干あるし連合未加入のところもかなりある、おそらく3割前後が未加入です。かつ年々2、3個ずつぐらい自治会の解散が出てきています。会長が選出できなくて解散したところ、単純に解散したわけではなく、自主防災組織を残し、最後の会長さんは自主防災組織の会長として残されました。

他の解散したところ、或いは自治会空白であるところについても、自主防災組織は結成するという動きがあって、今町田市では自治会は減ってるんだけど、自主防災組織が増えています。だからやっぱり一定の領域内で人々が自分の努力ではどうすることもできない問題を、行政は提供しない。ないサービスをみずから組織するっていう必要は感じられていて現にそういう動きがあった。だから、おそらくそういう地域力はあると思うんですね。

そう考えるとやっぱり自治会を基本にしながらも協議会という枠組みで補強しながら、かつ今まで意見が出ました自治会以外の組織もこの協議会の中で活動してもらうような方向で行くと。

原則として云々で、自治会が一つ入っていなくても全領域的に活動ができるような保障がある場合、例えば自主防災組織が、上にあるだとかそういった考えを持てばいいのかなと思います。

協議会が全部地域課題を背負い込むことに多くはなっているのですが、茅ヶ崎もそうですね。

この町田市の地区協議会ってそうなっていないんですね。自分は事業をやらない協議会もあります。100万円も持ってて、地域の協議会で議論してこれが地域課題ですとなった場合に、それに取り組んでくれる団体に助成金として実際取り組んでくれてる団体にお金を渡す。僕は戦略本部型と呼んでいるのですが。

例えば協議会として、そういう団体に積極的に活躍してもらうという戦略本部型のあり方も参考になるんじゃないかなと思っています。

そもそも自治会ってすでに包括的な組織と言いたいですよね。地域で引き起こされることを全部やってるわけではない。だから、地区社協や民児協などそういう組織があるわけです。実際のアンケートを実施してみても、例えば子育て支援とかについては関心が薄い。やっぱり昨年行った、一万人市民アンケートでも、年代層によってこれは大切だと思う地域課題がほとんど変わらない課題と、年齢層によって変わる課題とがあって、子育て支援は変わるんですよ。

子育て世代はすごくそれが大事だと思ってるけども高齢者は知らん顔してると。やっぱそういう、本当は必要なのに、含まれにくいという課題があるんですね。そういうことを、協議会が本当に話し合いの組織・戦略本部として機能して、それに取り組めるような自治会になっていく、或いは自治会以外にもそういうことをやってる団体が良いと思っていて、そういう協議会、地域社会にしていくことが必要で、そういう方向に資するような条例改正になるといいなと思っております。以上です。

#### ○三輪会長

今回の条例改正、強い言い方をすると小手先のように感じてしまう。事務局からの案が若干小手先の感じで、そのあとのことも検討していくということで、それは問題の先送りのように思えた。

こちらの話で12名意見をいただいたようですが、これ大体どれくらいの年齢層でしょうか。

#### ○事務局

50から70代くらいです。

#### ○三輪会長

そうですよね。そうすると、自治会を今まで自分たちも頑張ってきたから今後も頑張るべきという考えは当然と言う話もあったり、地域コミュニティの在り方が変わってきてること自体感じてはいるが受け入れにくいといった話もあったり、皆様の地域コミュニティに関する捉え方が変わってきている中で、地域コミュニティの認定に関する条例なので、やはりそもそもそのところの議論も考えないといけないかなと思います。

今名和田副会長からお話を有りましたが、自治会自体、住民の代表だったものが変わってきている話がある。また、管理組合みたいな組織も台頭してきていて、企業などの競争的な団体と関わらないといけないエリアもあるなかで、認定の条件のところで但し書だけでいいのかなと少し疑問です。

そのあとに直すことを踏まえて、条例をどう触るかという考え方をした方が良い気がします。

そうはいっても、準備面しか見ていないので何とも言い難いですが、以前のアンケートの件やまちから協議会の皆様とワークショップを行った際に出た意見もあります。例えばそれを含めると、パブリックコメントだけではないので、全体をちゃんと見て俯瞰する作業が出てまとめて説明する必要があるなかで、この文章だと説明不足な印象はぬぐえないのかなと思います。

これから府内で議論される流れが、どこまで融通利くのかわからないけれども、2030 年の総合計画のところで、地域コミュニティの在り方をかなり議論して入れていただきないと、お金だけではなく防災や包括の話など、行政がしてきたことを自分ごとに捉えていただくような地域コミュニティづくりが求められているという話になると、この条例だけですべてを受け入れるわけにはいかないなかで、総合計画との兼ね合いもでてくるのか。

タイミング的に今条例改正すべきなのかも考えつつですが。そのあたりのスケジュール感はいかがでしょうか。

#### ○事務局

今回の条例改正は令和4年度に審議会の方に諮問させていただきまして、5 年度末に答申をいただいております。その際に区域のことと、認定要件のことと、お金のことについてということでここまで検討を重ねてまいりました。その上で、できることとして認定要件の緩和ということで今回取り組みをさせていただいております。

条例というものはここで改正したから終わりというものではなく、時代の変化と共に地域コミュニティは変わってきていますし、新型感染症の流行は地域コミュニティにかなりの変化をもたらしたものもあります。なので、今後もコミュニティの在り方というのは検討が必要であると考えております。

それは当然、この先の話であって、実施計画では今のところ議論する事業はありませんがお金のこと以外でも絡みつつ引き続きコミュニティはどうあるべきかというところを議論する機会は必要なのかなと思います。様々なコミュニティの形があり、その中の一つがまちから協議会なので、この場だけですべての議論が解決できるわけではありませんし、今回コメントを寄せていただいた方々の貴重な意見と、これまでやってきたアンケートなども含めて茅ヶ崎市のコミュニティの形はどのようなものが良いのか考えていたらと考えております。

#### ○三輪会長

その前提においての段階的な措置というところを見せないと、やっぱり変わらないというような印象を与えそうで、但し書自体悪いわけではないけれど、今の話で言うとこのあとも条例そもそもその在り方も議論するかもしれないという宿題を市民の方からいただいた上で答申に対する回答としては、但し書で一旦必要なものを整理するけれどもその後も継続しないといけないのと、お金の話もある。防災の話や区域がずれている話はずっと出ていて、それでまちから協議会ってなんなんだと戻っていく話なので、どこから整理していくのか難しい部分はありますが、防災や地域福祉の話が有るのでそこの大担当部局との調整の話も絶対に出てくると思います。

これらを但し書だけで良いのかなと、その先のことが見えずに終わったように見えてしまって良いのかなと感じています。

さらに、審査基準については今後続けていくにしてもそれも含めて条例改正したほうがいいのかなと思いました。

#### ○若林委員

今、会長がおっしゃったことはまさにその通りだなと思いました。

総合計画の2030の策定が進められていて、資源配分としての予算も今後していかないといけないというタイミングである程度のことを固めていかないといけない状況です。総合計画審議会が明後日開催され、実施計画についての議論をしていくと思います。

今の状況としては、地域コミュニティとしての予算で新たなものを増やすことはないと伺いましたが、向こう5年間の茅ヶ崎市の計画として、地域コミュニティをどのようにしていくのかの指針というものは実施計画にも載せないといけないと思っています。それがあつて、来年度から地域コミュニティのあり方自体も変わっていくんですというストーリーは、企画部門と整理をしていかなくてはいけない。

○三輪会長

次のこの委員会が2月なので、先ほどの事務局からの説明だと何か私たちの方で確認をするのですよね。

○事務局

パブリックコメントの意見を、今日まだ中途半端な状態で回答もつくれておりませんので、回答を作成し、それを条例に反映し条例案としてこうなる、また条例、審査基準と一連の固めたものを確認いただければと思っています。

コミュニティの議論は幅広く、今回のパブリックコメントと条例改正はその全体の中でのごく一部の手続きと考えております。2条2項2号、ここで今自治会がすべて入ってる。これが今後の不安材料としてあるので、まずはここを変えようという手続きが今回の条例改正なので、その審査基準についてもこの部分に特化した内容になろうかと思います。

他にも議論が必要なコミュニティ政策に関しては今たくさんご意見いただいているので、それは今度の2月3月ではとても収まり切れませんので、実施計画2030に向けてスタートしていくなかで引き続きこの審議会で検討していただきたいと考えております。

○三輪会長

わかりました。意見聴取のポイントは構成員についてでしたが、パブリックコメントではそれ以外のところもたくさん出てきています。ただ、それをそのままにするわけにはいかないので、それに対する回答が今回は関係ありませんという回答にしてほしくない。

それが公開されてしまうと、地域コミュニティの在り方についての条例の信頼性を落としていく感覚があって不安です。せっかく良い条例なので、どのように考えるべきかという意見については、どのように府内で考えながら、場合により企画部門とも調整しながら引き続き検討しますというような回答をして欲しと思います。

皆様が新しいコミュニティの在り方について、自治会優先じゃないかなど様々な誤解を生じやすいのはあると思いますが、こうして意見を出してきてくださっているのでそのあたりの分かり易さを大切にパブリックコメントに対する回答と我々に対する回答を実施計画2030も含めて検討いただければと思います。

あとは皆様から出たアイデア的な具体的な話もありますので、是非取り入れていただければと思います。

○杉山委員

予算の話で、見直すのは良いのですが、前回の予算を見ると13地区それぞれの予算規模の違いがあったように思うのです。そうすると、助成金の25万や200万のほかに、まちぢから協議会を運営する費用は全然違うところから出ているのでしょうか。そこは自由でしょうか。

自主財源の差が大きいなと思ったのです。

○事務局

自主財源については自由です。地区によっては協賛金等がありますが、そのやり方やそもそもしていいものなのかについて共通認識を持っていないところがあるかもしれないのに、そこは整理する必要があるかなと思っています。

○杉山委員

恐らくその辺のことについては、事業一覧にも現れている印象を受けました。

この中で、テーマ型でもっているようなまちから協議会では子育て支援、ぱっとみて湘南、松林、浜須賀、その地域にテーマ型の団体さんがいる地域だとイメージが浮かびました。この辺は本当にまちから協議会でやる必要があるのかもしれないけれど、別の部局とやった方が良いのでは思ってしまう。この辺の事業規模や財源が合わせ合って、まちから協議会の共通認識みたいなものがあつた方が分かり易いと思います。

さらにテーマによっては皆参加できるよという何かがあれば、参加型になるのかな。

○三輪会長

私の認識だと、子育て支援の取り組みは自治会や地域の有志の人たちが、自治会の取組みの延長でやっていたものが、きっちりNPO化していくって外部からの支援を貰える力を付けていくという成長のひとつな気がします。

テーマ型で突き進んでいきながら、自分たちの活動を評価してもらって成長するものは多く存在していて、その辺もこの認定コミュニティの条例で支援できるお金のこととも絡んでいくのかなと思います。

以上でよろしいでしょうか。

○事務局

本当に貴重なご意見を沢山いただきまして、ありがとうございます。

本質的な議論を改めてしていくタイミングなのかなと感じています。

こちらの条例も様々なコミュニティがある中で、その活動の一部でまちから協議会を認定するためのものになっております。幅広く市民の皆様の活動はありますので、その活動が今後どのように活発化していくのか、更にまちの力になっていくよう議論をさせていただければと思います。

○三輪会長

では、最後にその他のところ、事務局お願いします。

○事務局

次の審議会の日程について、年明けの2月か3月に開催できればと考えております。

候補日は出ておりますので今週中に決めて皆さんにお知らせさせていただきます。

以上となります。本日はありがとうございました。